

入札告示

札幌市告示第 2838 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 7 月 3 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒006-0835 札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 2-1
札幌市手稲区土木部維持管理課事務係 電話 011-681-4011
メールアドレス te.doboku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
手稲区土木センター消防用設備点検業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」として登録されている者であること。
- (3) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (4) 消防設備士または消防設備点検資格者を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (8) 防火対象物の消防設備点検を履行した実績（平成 26 年 4 月 1 日以降に業務を完了したものに限る。）を有すること（再委託として履行した場合を除く。）。
- (9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
- ア 資本関係
- （ア）親会社と子会社の関係にある場合
- （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- （イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
- (2) 上記 1 に同じ。なお、入札説明書は下記 URL のホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/teine/dobokubu/keiyaku/keiyaku-doboku-syobosetsubi-r6.html>
- (3) 入札書の提出方法
入札書は、上記 1 に掲げる場所に送付又は持参により提出すること。
- (4) 入札書の受領期限
令和 6 年 7 月 24 日（水）9 時 30 分（送付の場合は必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
令和 6 年 7 月 24 日（水）10 時 00 分
手稲区土木センター第一会議室（札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 2－1）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法等
ア 落札者の決定
札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。